

県外で里帰り出産をされる方へ

県外の病院では、みなかみ町で発行した受診票は使用できません。

出産後、里帰り先での健康診査等費用の一部を払い戻しいたしますので、受診時の領収書と明細書は、すべて保管しておいてください。

◎妊婦健康診査

払い戻しの対象は、未使用受診票分で、母子健康手帳に記載のある日付の領収書の自己負担分のみとなります。

◎新生児聴覚検査

母子健康手帳に新生児聴覚検査の結果を記入してもらうか、検査を受けたことがわかる書類をもらいましょう。

◎産婦健康診査

母子健康手帳に産婦健康診査の結果を記入してもらいましょう。

◎1か月児健康診査

母子健康手帳に1か月児健康診査の結果を記入してもらいましょう。



注意点 : 受診票に記載されている金額が払い戻しの上限となります。

<払い戻し手続きについて>

出産後3か月以内に、手続きをしてください。

(3か月以降になる場合は、事前に電話連絡をお願いいたします。)

*手続き窓口 : みなかみ町役場 子育て支援課 こども家庭センター「すくすく」

*日 時 : 月曜日～金曜日 8:30 ~ 17:15

*持参するもの

- ① 母子健康手帳
- ② 領収書(コピー不可)
- ③ 明細書(コピー不可)

(領収書に明細が記入してない場合は必ず必要になります。)

- ④ 未使用の受診票
- ⑤ 振込口座の確認できるもの

(ゆうちょ銀行は、振り込み用口座番号の記載がある通帳)



※ご不明な点は、下記へお問合せください。

みなかみ町役場 子育て支援課 こども家庭センター「すくすく」

電話 0278-20-2300